

経営悪化で解雇できる??(テキスト版)

※動画より一部省略等していることがありますので、詳細は動画をご覧ください。

皆さんこんにちは。弁護士の山上祥吾です。

今回は、会社の経営が苦しいということで、従業員さんを解雇できるのか、というお話をします。

解雇とは、簡単に言えば、使用者の方が一方的に従業員を辞めさせてしまうものであり、大原則として、「合理的な理由」が必要です。

そして、経営が苦しいので従業員の方を解雇するという場合を「整理解雇」というのですが、整理解雇について「合理的な理由」があるというためには、簡単に言えば、この4つが必要です。

① 必要性

→例えば、売上げが落ちているということになります。

これは比較的簡単に証明できるかと思います。

② 解雇を避けるための努力を行ったこと

→例えば、希望退職を募集する、給与減額の提案をする、などです。

③ 人選が合理的

→給料の高い方や、不採算部門の方を対象とするなどです。

④ 従業員と協議を行ったこと

→なるべく同意を得られるよう、以上のことを従業員の方々に説明する。

もし解雇が無効だということで裁判になったときは、会社側は、この①から④をすべて証明しないと負けてしまいます。そうすると、解雇できなかったということになって、その従業員の方が働けなかった期間の給与を支払うよう裁判所から命じられてしまう可能性があります。

このように解雇は厳しい条件が必要となりますので、まずは協議をして、失業保険があること等を従業員の方に説明して、個別に自主的に退職していただく方が問題は少ないかと思います。